

世界農業遺産「武蔵野の落ち葉堆肥農法」ロゴマーク募集要項

1. 趣旨

令和5年7月5日、関東地方で初めて「武蔵野の落ち葉堆肥農法(武蔵野地域:川越市・所沢市・ふじみ野市・三芳町)」が世界農業遺産に認定されました。

認定を受け、武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会では、「武蔵野の落ち葉堆肥農法」を象徴する新たなロゴマークを定め、地域のブランド力の向上並びに各種広報資材に使用するとともに、多くの皆様に世界農業遺産「武蔵野の落ち葉堆肥農法」を浸透させ、次の世代へ引き継ぐ機運醸成を図ることを目的に、ロゴマークを募集します。

2. 募集内容

世界農業遺産「武蔵野の落ち葉堆肥農法」のイメージを象徴するロゴマーク

※「武蔵野の落ち葉堆肥農法」とは

360年前開拓によって生み出された農法です。武蔵野地域では、人々の手によって植林し生み出された「平地林(ヤマ)」がもたらす落ち葉を堆肥化し畑にすき込むことで、肥沃な土壌を作り出し多種多様な農産物を都市へ提供し続けています。

都心から約30km圏内という立地にありながら、「平地林」が育む里山は優れた景観、自然環境、文化を生み出し、生命力に溢れたシステムが世界に高く評価されました。

詳しくは武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会ホームページをご覧ください。

3. 応募作品の要件

- (1)世界農業遺産としての武蔵野の落ち葉堆肥農法を広くPRし、認知度の向上、イメージアップ及び農産物のブランド化を図るという趣旨、目的に沿ったデザインとしてください。
- (2)一人で複数の作品に応募することができますが、1作品ごとに応募用紙を記入の上、応募してください。
- (3)データの場合、データ形式はJPEG、PNG、GIFのいずれか、サイズは1作品につき3MB以内とします。
- (4)手書きの場合、応募用紙の他、縦14cm×横10cm(はがき大)の枠を書いた用紙を用いて、ロゴマークを記入し、郵送または持参してください。
- (5)「世界農業遺産」「武蔵野の落ち葉堆肥農法」「Musashino・GIAHS」の文字すべてをロゴマークに入れてください。
- (6)作品はカラーとし、単色、モノクロ、拡大、縮小での使用も考慮したデザインとしてください。

(7)本事業のために独自にデザインしたもので、国内外ともに未発表で類似がないこと、第三者の著作権や商標権を侵害しないデザインであるものに限ります。

(8)権利侵害などの問題が発生した場合、当協議会では一切の責任を負いかねます。

4. 応募方法

(1)応募用紙は、武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会事務局(三芳町観光産業課内)及び関係する3市(川越市・所沢市・ふじみ野市)の担当窓口へ備え付け又は、武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会ホームページからダウンロードした応募用紙を使用してください。

<武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会ホームページアドレス>

<http://giahs-musashino.jp>

(2)応募作品は、いずれかの方法でお送りください。

【郵 送】

作品を折り曲げないようにし、封筒に「ロゴマーク応募」と明記してください。

<提出物>

①応募用紙

②応募作品

(縦14cm×横10cm(はがき大)の枠を書いた用紙を用いて、ロゴマークを記入)

<送付先>

〒354-8555

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100-1

三芳町役場 観光産業課

武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会事務局

【電子申請】

世界農業遺産「武蔵野の落ち葉堆肥農法」ロゴマーク応募フォームに従い、必須事項を記入し応募してください。データ形式はJPEG、PNG、GIFのいずれか、サイズは1作品につき3MB以内とします。

応募フォームは、武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会事務局の三芳町ホームページにおける世界農業遺産「武蔵野の落ち葉堆肥農法」ロゴマーク募集のページ内に設置しております。

5. 応募資格

どなたでも応募できます。

6. 応募締切

令和5年11月10日(金) 当日必着

7. 選 考

武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会内において審査し、入賞作品を決定(12月上旬を予定)します。

8. 表 彰

最優秀賞 1点 5万円相当の副賞

(3万円及び2万円相当の武蔵野地域の農産物等)

優秀賞 2点 1万円相当の副賞(1万円相当の武蔵野地域の農産物等)

※賞金については、入賞者が高校生以下の場合は、同額の図書カード

9. 発 表

武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会主催の式典内にて発表予定です。なお、その後同協議会ホームページ等においても発表します。

10. その他

- (1)最優秀受賞作品の知的財産権に係る一切の権利は、武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会に譲渡するものとします。その場合、受賞者は著作者人格権を行使しないものとします。
- (2)応募作品は、自作・未発表で、第三者が有する著作権等の権利を侵害しないものに限り、これに違反していることが判明した場合には、審査結果発表後であっても受賞を取り消します。万が一著作権その他権利侵害等の責任が問われた場合、当協議会は、その責を一切負わないものとし、その責任・解決は、全て応募者の責任において対応することとします。また、入賞作品がすでに発表されているものと同じ、あるいは酷似していることが判明した場合には、受賞を取り消すことがあります。
- (3)採用作品については、元データ(イラストレーター、フォトショップ等のデータ)を提出いただくことがあります。また、採用作品の使用については、原案を尊重しながら補正・修正および文字を付加して使用することがあります。
- (4)採用作品について、当協議会が商標登録等を行う場合があります。
- (5)郵送時やメール送信中の事故等により作品が届かなかった場合や、不可抗力の事

故および何らかの障害でデータファイルが開けない等の問題が発生した場合、当協議会は一切責任を負いません。

(6)応募作品は返却しません。

(7)応募者の個人情報の取り扱いについては、作品の審査および発表の範囲内においてのみ使用し、ご本人の同意がある場合を除き、第三者に提供することはありません。なお、受賞者の氏名と作品の説明は公表させていただく場合があります。

(8)個別に不採用通知は行いません。また、選考結果に対する問い合わせ、異議の申立て等は一切受け付けません。

(9)本要項に定めのない事項については当協議会の判断により決定します。

11. 応募先及びお問い合わせ先

〒354-8555

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100-1

三芳町役場 観光産業課

武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会事務局

TEL:049-258-0019 FAX:049-274-1013

E-mail:kanko@town.saitama-miyoshi.lg.jp